

人員基準(施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準)

(1)通所型サービス(第48条 従業員の員数)

①利用者数が11人以上の場合

職種	資格・員数	備考
管理者	常勤 1人	管理上支障がない場合は事業所内の他の職務、 他の事業所・施設 の職務に従事できる
生活相談員	以下の基準を満たすよう配置 サービス提供時間数 \leq 生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間合計 (社会福祉主事任用資格がある者等)	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。
看護職員	1人以上(看護師又は准看護師)	
介護職員	【利用者15人以下】 1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・常時1人以上従事 ・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。
	【利用者16人以上】 (利用者数-15) \div 5)+1人 ※少数点以下切り上げ	
機能訓練指導員	1人以上 <small> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 ・上記資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師の資格を有する者 </small>	

②利用者数が10人以下の場合

・看護職員及び介護職員は以下の基準を満たすよう配置。その他については①と同じ
サービス提供時間数 \leq サービス提供時間内の看護職員及び介護職員の勤務時間合計

(2)訪問型サービス(第4条 訪問介護員等の員数、第5条 管理者)

①常勤のサービス提供責任者が3人未満の場合

職種	資格・員数	備考
管理者	1人(常勤)	管理上支障がない場合は事業所内の他の職務、 他の事業所・施設 の職務に従事できる
サービス提供責任者	過去3か月の利用者数平均÷40人 (小数点第1位に切上 常勤換算による)	資格 介護福祉士等
訪問介護員	常勤換算で2.5人以上(サ責を含めてよい)	資格 介護福祉士等

②常勤のサービス提供責任者が3人以上の場合

- ・管理者・訪問介護員は①と同じ
- ・サービス提供責任者は以下の基準を満たすよう配置
過去3か月の利用者数平均÷50人(小数点第1位に切上 常勤換算による)

(3) 常勤換算(施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準)

第1条の六 常勤換算方法当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

例)常勤の従業者が勤務すべき時間数が40時間/週、非常勤の従業者の勤務時間が20時間/週の場合、非常勤の従業者は常勤換算で0.5人となる。

※常勤とは 正規・非正規雇用に関係なく、常勤の従業者が勤務すべき時間数勤務している従業者のことであり、非正規雇用でも常勤の従業者が勤務すべき時間数勤務していれば常勤であり、正規雇用でも常勤の従業者が勤務すべき時間に満たない場合は非常勤とする。

※常勤者の勤務すべき勤務時間が32時間を下回る場合は32時間とする。

※「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。